

国民年金保険料の 学生納付特例申請 受付開始

問 国保年金課 ☎889-1798

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生には申請により在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

申請は、窓口申請のほか、「マイナポータル」からマイナンバーカードを利用して電子申請が可能です。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

※学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができ、追納することで将来受け取る年金額を増額することができます。

詳しくは
こちらから



申請対象期間 令和8年4月～令和9年3月

受付場所 役場1階 国保年金課

必要書類 ①身分証(例:運転免許証、マイナンバーカード)
②在学期間のわかる学生証のコピー
(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーも含む)または在学証明書(原本)

受付開始日 令和8年4月1日(水) 受付時間 平日8:30～17:15

セグロウリミバエによる出荷規制に伴う

検査申請書の 提出について

問 産業振興課 ☎889-4163

移動制限の対象となる果実を県外に出荷する場合、移動検査を受ける必要があります。検査を受ける1か月前には検査申請書を産業振興課窓口か、JAに提出する必要があります。既に提出済みの方も、栽培する畑や品目に追加、変更がある場合は、再度申請が必要になります。詳しくはホームページまたは産業振興課までご確認ください。

詳しくは
こちらから



「緑の募金」のお願い

問 産業振興課 農政班 ☎889-4163



「緑の募金」は、自治会や学校の緑化活動、花の無料配布イベント等に活用されています。昨年は1,600,920円の募金が集まりました。今年も「緑の募金」へのご協力をよろしくお願いいたします。



募金の振込先

沖縄県農協 南風原支店 普通 0497701

口座名義:南風原町緑化支部長(ハエバルチョウリョクカシブチョウ)

振込先住所:南風原町字兼城686番地

※役場産業振興課窓口でも募金を受け付けております。

【募金期間】4月30日(木)まで

土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧

問 税務課資産税班 ☎889-4413

縦覧制度は、納税者の方が自分の固定資産(土地・家屋)の評価額について、周辺の固定資産(土地・家屋)の評価額と比較して、評価額が適正であるかどうか確認するための制度です。

期間 4月1日(水)～4月30日(木) 場所 税務課(役場2階)

対象 固定資産税の納税義務者または納税管理者、代理人(代理人の場合は委任状が必要)

※固定資産が免税点未満の所有者は縦覧できません。

※本人確認のためマイナンバーカード等を持参してください。

困ったら一人で悩まずお気軽に行政相談

問 総務省沖縄行政評価事務所行政相談課 ☎0570-090110



行政の仕事に関する苦情や要望等について行政相談員が相談に応じ、その解決や実現を促すとともに、皆さんの声を行政に役立てるものです。秘密厳守です。

「どこに相談したらよいか分からない」、「役所に申請したが、手続きが進まない」など、まずはご相談ください。

日時 4月20日(月) 13:00～16:00

場所 総合保健福祉防災センター(ちむぐる館)相談室

料金 無料

対象 町民

地方創生臨時交付金を活用した 物価高騰対策事業を実施します

1 はえるん商品券(1万円)

食料品等の物価高騰の影響を受けている生活者等に対する支援をするため「はえるん商品券」の無料配布を実施します。

対象者 令和8年3月1日時点で南風原町に住居登録のある方

配布額 1人当たり10,000円分

利用期間 令和8年5月1日(金)～令和8年8月31日(月)

利用方法 世帯主宛にお送りする引換通知はがき(1世帯1通)と身分証明書を持参の上、引換所にて引換通知はがきと商品券を引換。

※引換通知はがきは4月下旬から5月中旬まで順次発送いたします。

※詳細につきましては、広報5月号及び町ホームページ(4月末予定)にて御案内いたします。

問 引換通知はがきに関すること
産業振興課 ☎889-4430

商品券に関すること
町商工会 ☎888-4477



詳しくは
こちらから



2 水道料金の基本料金の減免

物価高騰の影響を受けている町民や事業者の経済的負担を軽減するため、上水道料金の基本料金を3カ月分減免します。

対象者 町民及び事業者

申請方法 不要

減免額 3,687円(基本料金:1,229円(税込)×3か月)※臨時用は含みません。

期間 令和8年5月分(4月使用分)から令和8年7月分(6月使用分)

※水道料金が家賃等に含まれている共同住宅等の入居者の方については、水道使用契約者である大家もしくは管理会社等との間でご相談ください。

問 本事業に関すること
区画下水道課 ☎889-2508

水道料金に関すること
南部水道企業団 経営課 ☎998-2151



水道料金減免
について

高齢者向け外出支援

問 福祉課 ☎889-3534

70歳以上で町民税非課税世帯の高齢者の経済的負担の軽減や日常生活の利便性向上を図るため、タクシーの初乗り運賃相当額600円を助成します。

内容 600円(タクシーの初乗り運賃相当額)のチケットを1世帯につき1月4枚交付します。※20日以降の申請の場合は、翌月分から交付。

対象 70歳以上の町民非課税世帯(施設入所者を除く)で自家用車が無く、町内に協力的な親族がいない高齢者

利用期限 令和9年3月末まで 申込期間 令和8年4月1日～ 申込方法 役場2階 福祉課(②番窓口)



母子及び父子家庭等医療費助成の 対象者が拡大されます

問 こども課 ☎889-7028

心身に中程度以上の障害を有する18歳以上20歳未満の児童とその児童を養育する保護者の対象年齢をその児童の20歳になる月の末日まで拡大します。すでに母子及び父子家庭等医療費受給されている方で拡大の対象になる方に関しましては、新しい受給者証が届きましたら現在お手元にあります受給者証を各自で破棄して頂き、新しく届きました受給者証をご利用ください。また、現在母子及び父子家庭等医療費助成を受給しておらず今回の拡大の対象になる方は、こちらから申請の案内をお送りしますので届きましたら必要書類とあわせて申請をお願いします。詳しくはホームページをご確認ください。

